

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州貸切バス適正化センター(以下「この法人」という。)が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法第48号)及び定款に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧又は謄写(法令において謄写が認められている場合・法人において特に認めた場合)した者は、これによって得た情報を本来の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、この法人の事務局が統括管理する。

(情報公開の方法)

第5条 本法人は、情報公開の対象に応じ、所要の資料を事務所に備え置き閲覧に供するものとする。

2 当法人は第6条に定める事項については公益財団法人公益法人協会の運営する「公益法人等情報公開共同サイト」に公開するものとする。

(情報公開の対象資料等)

第6条 この法人において情報公開の対象とする資料(以下「公開対象資料」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 定款

(2) 役員等名簿(理事及び監事の氏名及び所属を記載した名簿)

(3) 社員名簿

(4) 事業計画書

(5) 収支予算書

(6) 貸借対照表

(7) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(8) 事業報告書

(9) 財産目録

2 第1項2号(役員等名簿)又は3号(社員名簿)について、この法人の社員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

(閲覧場所・閲覧時期)

第7条 公開対象資料の閲覧場所は、この法人の事務局とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間はこの法人の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第8条 この法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿(第2号様式)に必要事項を記載しなければならない。

(費用負担)

第9条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写(法令において認められている場合)の場合は、実費負担とする。

(電磁的記録)

第10条 公開対象資料が電磁的記録をもつて作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規則は、原則として、平成29年度以後において作成した公開対象資料について適用する。

2 この規則は、一般社団法人九州貸切バス適正化センターの登記の日(平成29年4月28日)から施行する。